

第546号

横 浜 市 報

発行日
5 日
15 日
25 日

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市 役 所

目 次

【条 例】

△横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例…………… 194
 △横浜市開発事業の調整等に関する条例…………… 197
 △横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例…………… 203
 △公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 204
 △横浜市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例…………… 204
 △横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… 205
 △横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例…………… 205
 △横浜市保護施設条例の一部を改正する条例…………… 205
 △横浜市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例…………… 206
 △横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例…………… 206
 △横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例等の一部を改正する条例…………… 207
 △横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例…………… 208
 △横浜市風致地区条例の一部を改正する条例…………… 208
 △緑の環境をつくり育てる条例の一部を改正する条例…………… 209
 △横浜市公園条例の一部を改正する条例…………… 210
 △横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例…………… 211
 △横浜市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… 212
 △横浜市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 213
 △横浜市建築基準条例の一部を改正する条例…………… 213
 △横浜州市税条例の一部を改正する条例…………… 213
 △横浜州市税条例の一部を改正する条例を廃止する条例…………… 214

【規 則】

△横浜市公印規則の一部を改正する規則…………… 214
 △横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 215
 △横浜市保護施設管理規則の一部を改正する規則…………… 215
 △横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… 217

【告 示】

△横浜市報の購読料…………… 222
 △固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧…………… 222
 △都筑区における住居表示の実施に伴う町区域の設定、変更及び廃止並びに字区域の変更及び廃止の案…………… 222
 △身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定…………… 227
 △知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定…………… 227

△児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定…………… 227
 △身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更…………… 228
 △知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更…………… 228
 △児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の変更…………… 228
 △老人福祉施設の設置認可…………… 229
 △横浜国際港都建設計画地区計画の決定…………… 229
 △横浜国際港都建設計画用途地域の変更…………… 230
 △横浜国際港都建設計画高度地区の変更…………… 232
 △横浜国際港都建設計画公園の変更…………… 234
 △横浜国際港都建設計画地区計画の変更…………… 234
 △ 同 ……………… 234
 △横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第1による事業等の指定…………… 237
 △横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例別表第4項第5号の規定に基づく衛生検査基準の一部改正…………… 237

【公 告】

△職員の懲戒処分…………… 237
 △ 同 ……………… 237
 △大規模小売店舗の新設の届出…………… 237
 △大規模小売店舗の変更の届出…………… 238
 △ 同 ……………… 239
 △ 同 ……………… 240
 △緑地協定の認可…………… 241
 △横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧…………… 241
 △横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧…………… 241
 △横浜国際港都建設計画道路の変更に係る図書の縦覧…………… 241
 △建築協定書の縦覧…………… 241
 △建築協定認可に係る公開による意見の聴取の開催…………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △開発行為に関する工事の完了…………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 242
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 243
 △ 同 ……………… 244
 △ 同 ……………… 244
 △ 同 ……………… 244
 △建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… 244

第4条 次に掲げる施設（横浜市磯子ホームを除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の指定等の公告）

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第2条 横浜市老人福祉施設条例の一部を次のように改正する。

第1条の表中

同	横浜市磯子ホーム	横浜市磯子区
---	----------	--------

を削る。

第4条第1項中「（横浜市磯子ホームを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「（横浜市磯子ホームを除く。）」を削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定のうち第1条の表の改正規定中横浜市浦舟ホームに係る部分は平成16年7月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた横浜市浦舟ホームの管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、第1条の規定による改正後の横浜市老人福祉施設条例（以下「新条例」という。）第4条第2項から第4項までの規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市老人福祉施設条例第9条の規定によりその管理に関する事務を委託している老人福祉施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は

、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた老人福祉施設について指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、新条例第4条第5項の例により、当該老人福祉施設の管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月5日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第12号

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成12年2月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第19条の18第2項」を「第50条第2項」に改める。

第5条第2項中「第19条の17第1項」を「第48条第1項」に改める。

（と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備に関する条例の一部改正）

第2条 と畜場法施行令に基づく一般と畜場の構造設備に関する条例（平成15年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第1条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

別表第3号ア及びイ中「と殺」を「とさつ」に改め、同表第6号ウ中「と畜場法（昭和28年法律第114号）第12条第3号」を「と畜場法（昭和28年法律第114号）第16条第3号」に改める。

（横浜市食肉衛生検査所条例の一部改正）

第3条 横浜市食肉衛生検査所条例（昭和36年11月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行ない」を「行い」に、「横浜市鶴見区大黒町3番53号」を「横浜市鶴見区」に改める。

第2条第1号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改める。

（横浜市中央と畜場条例の一部改正）

第5条 横浜市中央と畜場条例（昭和34年8月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「横浜市鶴見区大黒町3番53号」を「横浜市鶴見区」に改める。

第5条第1号ア(ア)中「牛」の前に「生後1年以上の」を加え、